

新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する支援策の概要

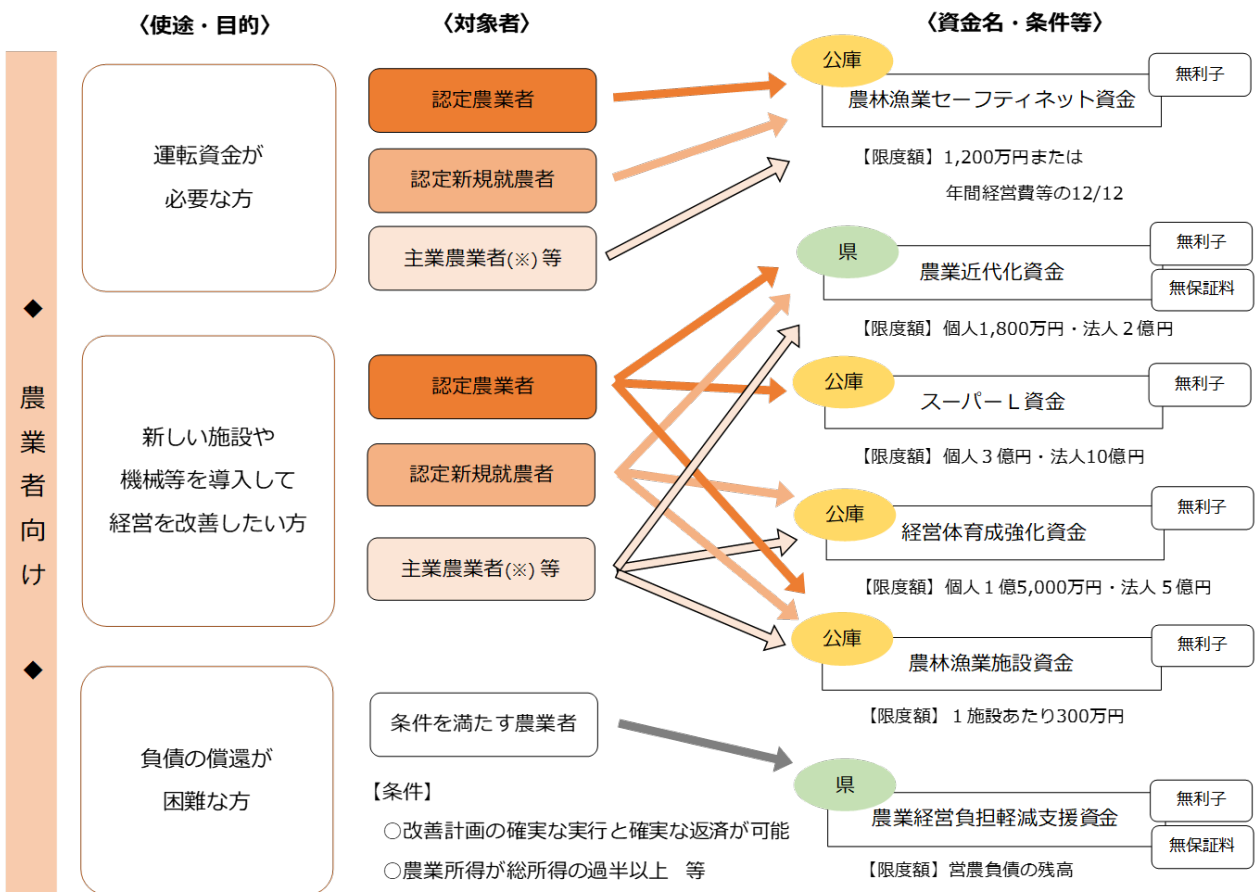
～農畜水産業者、食品関連事業者の皆様へ～

※令和2年5月19日時点のものであり、内容に変更があり次第、随時更新していきます

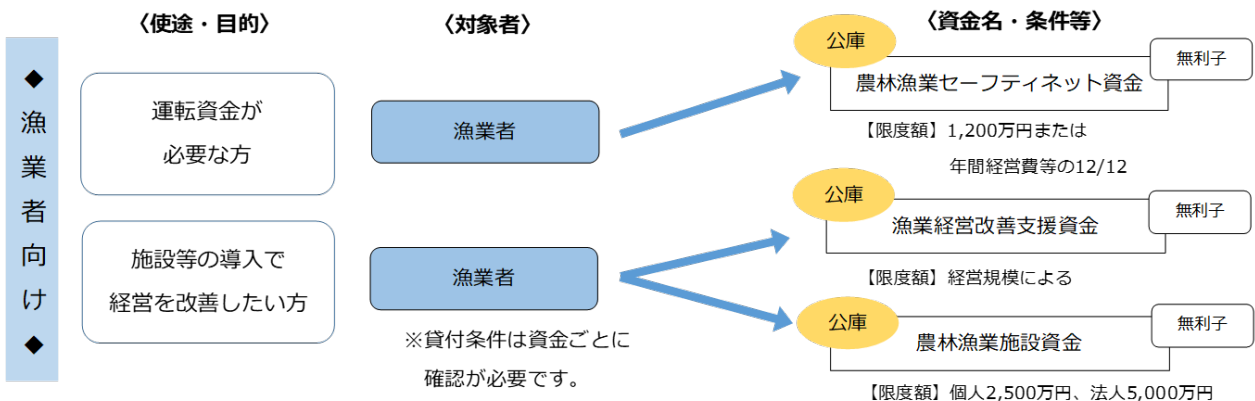
1	事業継続の資金繰りにお困りの場合	
(1)	農畜水産業者の皆様	
◆	農業制度資金（ <u>経営維持・再建のための事業資金の貸付</u> ）	P. 3
◆	個人向け緊急小口資金等（ <u>生活費の貸付</u> ）	P. 7
◆	持続化給付金（ <u>事業全般に広く使える給付金</u> ）	P. 5
(2)	食品関連事業者の皆様	
◆	農業制度資金（ <u>経営維持・再建のための事業資金の貸付</u> ）	P. 3
◆	生産性革命推進事業（ <u>ものづくり・商業・サービス補助</u> ）（ <u>内製化の設備投資</u> ）	P. 6
◆	持続化給付金（ <u>事業全般に広く使える給付金</u> ）	P. 5
(3)	その他	
◆	県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金（ <u>県からの休業要請等に協力した場合の支援金</u> ）	P. 8
2	従業員の雇用維持にお困りの場合	
◆	雇用調整助成金（ <u>従業員の休業手当に要した費用の助成</u> ）	P. 9
◆	小学校休業等対応助成金・支援金（ <u>子どもの世話が必要な従業員の休業手当</u> ）	P. 10
3	雇用人材の確保にお困りの場合	
◆	農業労働力確保緊急支援事業（ <u>外国人材の不足を補うための援農等支援</u> ）	P. 11
◆	労働力不足の解消に向けたスマート農業実証（ <u>スマート農業技術の実証支援</u> ）	P. 12
◆	技能実習生等に対する雇用維持支援の活用（ <u>外国人技能実習生の再就職支援</u> ）	P. 13
4	需要減退の大きい畜産・酪農の事業継続にお困りの場合	
◆	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（ <u>肥育牛計画出荷・生産コスト低減支援、牛マルキン</u> ）	P. 14
◆	肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ <u>肉用子牛計画出荷支援</u> ）	P. 15
◆	生乳需給改善促進事業（ <u>脱脂粉乳の仕向先変更支援</u> ）	P. 16
◆	新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ <u>ヘルパー派遣、発生農場の消毒等支援</u> ）	P. 17

5	需要が減退している品目の販売を促進したい場合	
	◆ 県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業（ <u>県産ブランド食材の利用促進</u> ）	P. 18
	◆ 国産農林水産物等販売促進緊急対策（ <u>需要減退しているその他品目の利用促進</u> ）	P. 19
	◆ 公共施設等における花きの活用拡大支援事業（ <u>「花き」の需要喚起支援</u> ）	P. 20
	◆ 和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ <u>「和牛肉」の販売促進支援</u> ）	P. 21
	◆ Go To Eatキャンペーン（ <u>飲食店の需要喚起支援</u> ）	P. 22
	◆ 高収益作物次期作支援交付金（ <u>需要減退した高収益作物の次期作支援</u> ）	P. 23
6	新たに販路を開拓したい場合	
	◆ 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業（ <u>中小企業グループの新規顧客開拓等支援</u> ）	P. 24
	◆ 「しあわせ商談サイトNAGANO」（ <u>長野県産品マッチングサイト</u> ）	P. 25
	◆ 未利用食品活用緊急促進事業（ <u>学校給食の休止に伴う未利用食品活用支援</u> ）	P. 26
	◆ 生産性革命推進事業（ <u>持続化補助</u> ）（ <u>小規模事業者向け販路開拓支援</u> ）	P. 27
7	農畜水産物・食品の輸出を維持・促進したい場合	
	◆ 輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業 （ <u>輸出商流の変化に対応した製造ライン等整備支援</u> ）	P. 28
	◆ 輸出等新規需要獲得事業（ <u>安定調達可能な原料への切替等支援</u> ）	P. 29
	◆ コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業（ <u>パックご飯の製造ライン等整備支援</u> ）	P. 30
	◆ 日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション（ <u>商談・プロモーションの支援</u> ）	P. 31
8	令和3年作のリスクに備える場合	
	◆ 農業保険制度（ <u>農業共済・収入保険</u> ）（ <u>農業経営の様々なリスクをカバー</u> ）	P. 32
9	その他	
	◆ 国産農畜産物供給力強靱化対策（ <u>輸入から国産原料への切替の場合の共同利用施設整備支援</u> ）	P. 33
	◆ 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業 （ <u>終息後のV字回復を図る場合の飲食店の衛生管理・空気換気設備等導入支援</u> ）	P. 34
	◆ テレワーク導入・特別休暇制度整備支援について	P. 35
	◆ 納税猶予等について	P. 37

◆ 農業制度資金



(※)農業所得が総所得の過半を占めるものまたは粗収益が200万円(法人は1,000万円)以上のもの



【問い合わせ先】（融資について知りたい方）

- ・お付き合いのある融資機関（JA、信連、銀行、信金、信組）

※新規融資に限らず、返済中の資金の償還猶予についてもご相談いただけます

- ・「事業資金相談ダイヤル」（株）日本政策金融公庫

電話番号：0120-154-505

受付時間：平日9時00分～17時00分



新型コロナウイルスに関する相談窓口
（株）日本政策金融公庫ホームページ

◆持続化給付金

重要なお知らせ 5月1日から申請受付が始まりました
給付要件等をよくご確認の上、申請ページから申請してください
(申請期限：令和3年1月15日まで)

【給付対象者】

- ・中堅企業、中小企業、個人事業者 **※個人農家の方も対象**
- ・医療法人、**農業法人**、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人

【給付要件】

- ・2019年以前から事業収入(売上)があり、今後も事業継続する意思があること
- ・2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下、「対象月」という。)があること
(白色申告等の場合は、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較)

【給付額】

- ・(対象月の属する事業年度の直前の事業年度の年間事業収入) - (対象月の月間事業収入 × 12 か月)
※上記の算出方法により法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給

【申請の流れ】

- ① 申請の要件を確認し、証拠書類(添付書類)を準備
 - ② 申請ページの【申請する】ボタンを押して、メールアドレスなどを入力([仮登録]される)
 - ③ 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認し[本登録]を行う
 - ④ ID・パスワードを入力して[マイページ]を作成する
 - ⑤ マイページから申請情報入力、証拠書類をアップロードして申請
 - 申請情報 「基本情報」、「口座情報」、「宣誓・同意事項」
 - 証拠書類 「2019年分の確定申告書類の控え」、「2020年分の対象月の売上台帳等」、「通帳の写し」、「本人確認書の写し」
 - ⑥ 事務局で申請内容を確認後、2週間程度で、給付通知書の発送と登録の銀行口座に入金
- ※この他、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、感染症対策を講じた上で、事前予約制の「申請サポート会場」が順次設置される予定

【問い合わせ先】(経済産業省(中小企業庁)事業)

- ・「中小企業 金融・給付金相談窓口」
受付時間：平日・休日ともに9時00分～19時00分
直通番号：0570-783-183
- ・「関東経済産業局 相談窓口」
電話番号：048-600-0248
受付時間：平日・休日ともに9時00分～17時00分



持続化給付金
特設ページ
(経済産業省
ホームページ)



持続化給付金
申請ページ

◆生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助）

重要なお知らせ 既に公募・申請が開始されています。申請締切は5月20日（水）17時まで

【支援内容】

部品の調達が困難であり、自社で部品を内製化することを目的とした、中小企業・小規模事業者等の新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等

【支援対象】

補助上限：1,000万円

補助率：中小企業 1/2、小規模企業 2/3（特別枠は、一律 2/3）

【公募期間】（第2次締切）

公募開始日：令和2年3月31日（火）17時

申請開始日：令和2年4月20日（月）17時

申請締切日：令和2年5月20日（水）17時



ものづくり
補助金総合サイト

【問い合わせ先】（経済産業省事業）

「ものづくり補助金事務局サポートセンター」

受付時間：10時00分～17時00分／月曜～金曜（祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

◆個人向け緊急小口資金等

重要なお知らせ 既に申請受付が開始されています

【支援内容】

感染症の影響による休業等を理由に一時的に資金が必要な方、また、失業されて生活に困窮された方

【支援対象】

- ・一時的な資金が必要な方（主に休業された方）が対象
個人事業主等：20万円以内　その他：10万円以内
- ・生活の立て直しが必要な方（主に失業された方）が対象
2人以上：月20万円以内　単身者：月15万円以内



ふれあいネット信州
(市町村社協一覧)



厚生労働省
ホームページ

【問い合わせ先】（厚生労働省事業）

- ・「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」
受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日含む）
電話番号：0120-46-1999
- ・「お住まいの市町村社会福祉協議会」
- ・「長野県社会福祉協議会」
電話番号：026-228-4244

◆県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金

重要なお知らせ 県からの観光往来の自粛要請に協力した施設の事業者が対象です。4月30日より申請受付要項が公表されており、申請受付期間は5月7日から5月22日まで
→ 申請受付期間を6月1日まで期間延長しています

【対象事業者】

県内に主として観光目的に利用する以下の施設等を有し、県からの観光往来の自粛要請に協力して、**観光農園、農家民宿、釣り堀**の施設の休業を行った事業者

※いずれも、県が緊急事態措置等として休業の検討及び適切な感染防止対策の徹底を依頼する施設として、観光農園、釣り堀は「体験施設（陶芸、ガラス工芸、キャンプ場）」に、農家民宿は「簡易宿所（山小屋含む）、民泊」に該当する

※取扱いは、使用停止等の準備期間を考慮し、県が施設の使用停止（休業）等要請を行う4月23日（木）から緊急事態宣言発令の期間（5月6日（水）まで）において、原則として4月24日（金）から5月6日（水）までの全期間協力いただける事業者に支給する

※県外に本社がある事業者で県内に上記施設を有する方についても、施設の使用停止等の要請等及び支援金の対象となる

【支援金の金額】

1事業者当たり30万円〔1回限り〕

※市町村との協調事業（内訳：県20万円、主たる事業所のある市町村10万円）

【今後の流れ】

- ・受付開始 5月7日（木）～6月1日（月） ※6月1日（月）の消印有効
- ・支援金の支給 5月下旬～
- ・申請方法 郵送

※コロナ感染拡大防止のため持参による申請は受付しておりません

※メールやFAXによる提出は受け付けておりません

【申請必要書類】（様式は特設ページからダウンロードしてください）

- ・支給申請書（法人にあたっては国税庁が指定している「法人番号」を記入）
- ・営業実態が確認できる書類（確定申告書、新規開業の方は開業届、休業前の経理帳簿等の写し等）
- ・休業の状況が確認できる書類（事業収入額を示した帳簿の写し、休業告知したHP・チラシ写し等）
- ・誓約書（申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に表明するもの）



支援金特設ページ
（長野県ホームページ）

【問い合わせ先】（長野県産業労働部）

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等の要請・協力金等に関すること（4月30日～）
電話番号：026-235-7945 受付時間：7時00分から22時00分（土、日、祝日も開設）
- ・協力金等の申請に関すること（5月7日以降）

「新型コロナウイルス拡大防止協力金等」受付担当

電話番号：026-235-7382 受付時間：9時00分から17時00分（土、日、祝日も開設）

◆雇用調整助成金

重要なお知らせ 特例的に助成率が100%になる等、特例措置の更なる拡大が実施されています
(5月1日プレスリリース、4月8日以降の休業等に遡及して適用)
更に申請手続きが簡素化されています(5月6日プレスリリース)

【支援内容】

景気変動などの経済上の理由により、事業縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成

※令和2年1月24日から令和2年7月23日までの休業等に適用

- (1) 休業等計画届の事後提出が可能
- (2) 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮
- (3) 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象
- (4) 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象
- (5) 継続して雇用された期間が6か月未満の新規学卒者などの労働者についても助成対象

※さらに緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)の休業等については下記も適用

- (6) 週20時間未満の雇用保険被保険者でない労働者(パート、アルバイト(学生も含む)等)も休業の対象
- (7) 支給限度日数(100日)とは別に活用可能

【支援対象】

※緊急対応期間(令和2年4月1日から令和2年6月30日まで)の休業等に適用される助成率・加算額

- ・ 休業手当に対する助成
中小企業：4/5 大企業：2/3
- ・ 解雇等を行わない場合に助成率の上乗せ
中小企業：9/10 大企業：3/4 など

※1日当たり助成額上限 8,330円

- ・ 教育訓練をした場合
中小企業：2,400円/日加算 大企業：1,800円/日加算



厚生労働省
ホームページ



長野県労働局・
ハローワーク一覧

【問い合わせ先】(厚生労働省事業)

- ・ 「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」
受付時間：9時00分～21時00分(土日・祝日含む)
電話番号：0120-60-3999

- ・ 「長野労働局・ハローワーク」(申請に当たってのお問い合わせ)

※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要

※「農業等個人事業所に係る証明書」の申請の詳細や受付は、次ページを参照



農業等個人事業
所証明書発行
(農林水産省
ホームページ)

◆小学校休業等対応助成金、支援金

【支援内容】

- ・小学校休業等対応助成金：臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話が必要となった保護者である労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対して助成（令和2年2月27日から令和2年6月30日までの有給休暇に適用）
- ・小学校休業等対応支援金：小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対する支援 ※一定の要件あり

【支援対象】

- ・小学校休業等対応助成金：休暇中に支払った賃金相当額×10/10
※1日当たり助成額上限 8,330円
- ・小学校休業等対応支援金：就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）



農水省ホームページ
(休業対応助成金)



厚労省ホームページ
(休業対応助成金)



厚労省ホームページ
(休業対応支援金)



農業等個人事業所
証明書発行関係
(農林水産省
ホームページ)

【問い合わせ先】（厚生労働省事業）

- ・「学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター」

受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日含む）

電話番号：0120-60-3999

※雇用保険、労災保険暫定任意適用事業所のうち未加入の事業所の場合、厚生労働省への申請に先立ち、農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」が必要

- ・「農業等個人事業所に係る証明書」の発行に係るお問い合わせ先・受付場所

関東農政局 長野県拠点 地方参事官室

電話番号：026-233-2500

申請書受付住所：〒380-0846 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎2F

受付時間：9時30分～17時00分／月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

受付期間：令和2年4月27日（月）～令和2年6月16日（火）

◆農業労働力確保緊急支援事業

重要なお知らせ 「農業労働力確保緊急支援事業実施要綱」が令和2年4月30日に制定されました
なお、詳細については準備が整い次第、農水省ホームページに掲載されます

【支援内容】

- (1)外国人材の不足を補うため、農業経験者等の代替人材による援農の掛かり増し経費等を支援
- (2)外国人材の不足を補うため、代替人材を集めるために農業経営体や地域のJA等が取り組む、情報発信等に必要経費を支援
- (3)他産業従事者等による援農・就農に必要な研修を行う農業高校・農業大学校等の研修機関に対し、研修用の農業機械・設備の導入を支援

【支援対象】

- (1)支援対象：経営体等
補助率：定額
事業実施主体：全国農業会議所
- (2)支援対象：経営体等
補助率：対象経費の1/2
事業実施主体：全国農業会議所
- (3)支援対象：研修機関
補助率：対象経費の1/2
事業実施主体：都道府県等の研修機関



事業実施要綱
(農林水産省
ホームページ)



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆労働力不足の解消に向けたスマート農業実証

重要なお知らせ 既に公募が開始されています。公募受付締切は5月19日（水）12時まで

【支援内容】

農業者、地方公共団体及び農業高校等のコンソーシアムが、労働力不足の解消に資するスマート農業技術を農業高校等と連携して生産現場に導入・実証

【支援対象】

支援対象：民間団体等

補助率：委託

事業実施主体：農研機構



農研機構
ホームページ（公募）

【問い合わせ先】（農林水産省事業）

- ・総合窓口「スマート農業実証プロジェクト推進チーム（農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課内）」

電話番号：03-3502-7462

E-mail：smart_agri@maff.go.jp

- ・公募・契約事務について「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 本部 スマート農業実証事業推進室」

E-mail：R2SmartHosei@ml.affrc.go.jp

- ・e-Radについて「e-Radヘルプデスク」

電話番号：0570-066-877、03-6631-0622（直通）

※「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」ポータルサイトの「[お問合せ方法](#)」のページ参照

◆技能実習生等に対する雇用維持支援の活用

重要なお知らせ 在留資格上の措置は4月20日（月）から実施されています

【支援内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習の継続困難になった技能実習生・特定技能外国人等の再就職を支援。また、技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野への就労を促進。

【支援対象】

付与される在留資格：特定活動（就労可能）

在留期間：最大1年間

要件：申請人の報酬額や特定技能外国人の意向などの要件あり



法務省ホームページ
(雇用維持支援)

【問い合わせ先】（法務省（出入国在留管理庁）による支援）

- ・「東京出入国在留管理局」 電話番号：0570-034259
- ・「名古屋出入国在留管理局」 電話番号：052-559-2150
- ・「外国人在留総合インフォメーションセンター」 電話番号：0570-013904

◆肥育牛経営等緊急支援特別対策事業（ALIC事業）

【支援内容】

- (1) 生産者集団が出荷時期を調整し、計画的に肥育牛の出荷を行う場合の計画出荷に伴う追加経費を支援（計画出荷支援）
- (2) 経営体質の強化に資する取組メニュー（肥育牛の生産コスト低減等）に取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付（肥育生産支援）
- (3) 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の生産者負担金の納付猶予（国費分（3/4）の交付＝実質免除）

【支援対象】

- (1) 支援対象：生産者集団
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
- (2) 支援対象：畜産農家
補助率：定額
事業実施主体：民間団体
- (3) 支援対象：登録生産者
事業実施主体：民間団体



農畜産業振興機構
(ALIC) ホームページ



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局畜産企画課）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

◆肉用子牛流通円滑化緊急対策事業（ALIC事業）

【支援内容】

計画に基づいてやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う追加経費を支援

【支援対象】

支援対象：畜産農家

補助率：定額

事業実施主体：生産者団体等



農畜産業振興機構
(ALIC)ホームページ



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局食肉鶏卵課）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆生乳需給改善促進事業（ALIC事業）

【支援内容】

乳業団体や生産者団体等が、在庫が高水準にある脱脂粉乳を業務用から飼料用等の需要がある分野で活用する取組を支援

【支援対象】

支援対象：乳業者、生産者団体

補助率：定額

事業実施主体：乳業者団体、生産者団体



農畜産業振興機構
(ALIC)ホームページ



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局牛乳乳製品課）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業（ALIC事業）

【支援内容】

- (1) 発生農場等の事業継続のための代替要員(酪農ヘルパーを含む)等の派遣を支援
- (2) 発生農場の事業継続を図るため、その家畜を公共牧場等に緊急避難させるための経費を支援
- (3) 発生農場等の清浄化や感染拡大防止のための消毒等に係る経費を支援。
- (4) 乳業工場の処理能力の低下等により出荷できなくなった生乳に対して支援。

【支援対象】

支援対象：生産者集団等

補助率：定額

事業実施主体：民間団体



農畜産業振興機構
(ALIC)ホームページ



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業（国産農林水産物等販売促進緊急対策事業活用）

【支援内容】

インバウンド需要・外食需要の減少等により、在庫が増加して滞留する県産ブランド食材の販売や利用の促進への取組を支援

- (1) 信州プレミアム牛肉、信州サーモン等を学校給食へ提供する協議会等を支援
- (2) 食育教材作成者、生産者等による学習会の実施等

【支援対象】

補助率：定額

事業実施主体：協議会等

【問い合わせ先】

長野県 農政部 農業政策課 農産物マーケティング室

電話番号：026-235-7217

対応時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

◆国産農林水産物等販売促進緊急対策事業

重要なお知らせ 実施要綱、交付要綱等が公表されています（4月30日）

茶販売促進緊急対策事業、菓子類販売促進緊急対策事業、品目横断的销售促進緊急対策事業の公募要領が公表されており、それぞれ公募期間が異なりますので、ご注意ください

（品目横断的） 令和2年5月 1日（金）から5月15日（水）まで

（野菜・果実） 令和2年5月 8日（金）から5月20日（水）まで

（茶） 令和2年5月 1日（金）から5月22日（金）まで

（菓子類） 令和2年5月 7日（木）から6月 8日（月）まで

（和牛肉等※） 令和2年5月18日（月）から6月12日（金）まで

※うち外食産業等と連携した新商品開発の取組支援及び販売促進・PR活動の取組支援

【支援内容】

(1) インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じている畜産物（和牛肉含む）、水産物、野菜・果物、茶について、以下の経費等を支援

- ① 学校給食への提供を含む食育活動を行う際の食材費
- ② インターネット販売を行う際の送料
- ③ デリバリーや店頭販売（テイクアウト）に取り組む飲食店と連携した新商品開発を行う際に使用する原材料費
- ④ 農林漁業団体等との連携や、地域の創意により実施する販売促進キャンペーンで使用する原材料費

(2) 花きのインターネット販売を行う際の送料等を支援

【支援対象】

支援対象：生産者、民間団体等

補助率：定額、対象経費の1/2以内

事業実施主体：民間団体等



品目横断的
公募情報
（農林水産省
ホームページ）



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆公共施設等における花きの活用拡大支援事業

重要なお知らせ 公募要領が公表されており、公募が開始されています（公告日：4月24日）
詳しくは、農林水産省ホームページの公募情報をご確認ください
一次締切：令和2年4月30日（木）午後5時（必着）
二次締切：令和2年5月15日（金）午後5時（必着）
三次締切：令和2年5月29日（金）午後5時（必着）

【支援内容】

空港、駅、学校、企業等における花きの活用拡大を通じた需要喚起の取り組みを支援

【支援対象】

支援対象：民間団体

補助率：定額、対象経費の1/2以内

事業実施主体：民間団体



公募情報
(農林水産省
ホームページ)



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先・提出先】（農林水産省事業）

- ・事業実施主体が広域推進協議会となる場合
農林水産省 生産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
電話番号：03-6738-6162（直通）
- ・事業実施主体が地域推進協議会等となる場合
関東農政局 生産部 園芸特産課
電話番号：048-740-0433（直通）

◆和牛肉保管在庫支援緊急対策事業（ALIC事業）

【支援内容】

販売促進計画を作成した食肉卸売業者に対して、保管経費の支援及び同計画に基づく販売実績に応じた奨励金の交付

【支援対象】

支援対象：食肉卸売事業者

補助率：定額

事業実施主体：食肉事業者団体



農畜産業振興機構
(ALIC)ホームページ



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局食肉鶏卵課）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆Go To Eatキャンペーン

【支援内容】

インバウンド需要の減少、外出自粛等の影響が生じている事業等に対し、新型コロナウイルス感染症の収束後6ヶ月程度の間、官民一体型需要喚起キャンペーン「Go Toキャンペーン」の一環として、飲食店の需要喚起のため、オンライン予約・来店した利用者へのポイント付与、プレミアム付食事券の発行を実施

【支援対象】

支援対象：民間事業者（オンライン予約サイト運営者・食事券発行事業者）

補助率：委託等

事業実施主体：民間事業者（キャンペーン事務局）



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（食料産業局食品製造課外食産業室）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆高収益作物次期作支援交付金

重要なお知らせ 実施要綱、実施要領、交付要綱が公表されています（4月30日）
詳細は、農林水産省ホームページでご確認ください

【支援内容】

- (1) 外食需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援
- (2) 需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援

【支援対象】

支援対象：生産者 ※政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者を支援

補助率：(1) 5万円/10a (2) 取組毎に2万円/10a

※(1)、(2)ともに、中山間地域等では支援単価を1割加算

事業実施主体：協議会等



実施要綱等
(農林水産省
ホームページ)



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局園芸作物課）事業）

農林水産省 生産局 園芸作物課

電話番号：03-6738-7423（直通）

FAX番号：03-3502-0889

◆ 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業

重要なお知らせ 交付要綱、公募要領等が公表されています（5月1日）
募集期間をご確認ください

第1期 令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで

第2期 令和2年5月21日（木）から6月3日（水）まで

第3期 令和2年6月4日（木）から6月17日（水）まで

【支援内容】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた地域の中小企業者がまとまり、グループを形成して共同で取り組む新しい事業に要する費用を補助する制度

【支援対象】

対象者：

- ・長野県内に事業所を有する中小企業者等（飲食店・宿泊事業者等）で形成されたグループ（3者以上）であること
- ・サービスの提供方法の改善や新規顧客開拓など、新しい事業をそのグループで共同して取り組むこと等

対象経費：販売促進費、車両費、器具备品費等（令和2年4月7日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、遡及申請が可能）

補助率等：1事業者グループあたりの補助金額（上限）300万円

（ソフト事業）10/10以内 ※ハード事業以外の事業）

（ハード事業）9/10以内 ※資産形成に資するもの（1件10万以上の備品の購入等）

【申請の流れ】

下記の申請書類1部を提出先まで郵送で提出をお願いします

申請書類：①交付申請書、②補助事業計画書、③誓約書

提出先：下記宛てに、郵送で提出をお願いします。

長野県産業労働部営業局

飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業 担当 宛

（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

【受付期間】

第1期 令和2年5月7日（木）から5月20日（水）まで

第2期 令和2年5月21日（木）から6月3日（水）まで

第3期 令和2年6月4日（木）から6月17日（水）まで



公募要領等
（長野県
ホームページ）

【問い合わせ先】

長野県営業本部 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業 担当

電話番号：026-235-7248 又は 026-235-7249

E-Mail：eigy@pref.nagano.lg.jp

◆BtoB向け長野県産品マッチングサイト「しあわせ商談サイトNAGANO」

【支援内容】

食材や食品、郷土品、伝統工芸品などの長野県産品を生産する売り手と、日本全国の買い手をマッチングする長野県が運営するサイト「しあわせ商談サイトNAGANO」の活用により、新型コロナウイルス感染症の影響により販路が減少した売り手に対する新たな販路開拓を支援

【支援対象】

支援対象：新たな販路を開拓したい売り手、長野県産品を求める買い手

※売り手と買い手をつなげるためのサポートサイトであり、長野県が取引に介在しません

利用料：ユーザー登録料、サイト利用料、マッチング手数料はすべて無料



しあわせ商談
サイト NAGANO

【問い合わせ先】

長野県営業本部

電話番号：026-235-7248

FAX番号：026-235-7496

E-Mail：nagano-shodan@pref.nagano.lg.jp

◆未利用食品活用緊急促進事業

重要なお知らせ 令和2年3月の全国一斉の臨時休校によるものに加えて、令和2年4月以降の休校等により発生する未利用食品も支援対象となります
実施計画書の提出期限は令和2年5月15日（金）17時00分（必着）です
詳しくは、農林水産省ホームページの公募情報をご確認ください

【支援内容】

新型コロナウイルス感染症対策に伴い、食品関連事業者等から発生する学校給食で活用する予定であった未利用食品の有効活用を図るため、

- (1) 未利用食品をフードバンク（食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体。以下同じ。）へ寄附する際に必要となる輸配送費を支援（ただし、代替販路の確保が困難な場合に限るものとする）
- (2) フードバンクへの寄附を含めた食品としての活用が困難な場合に、飼料、肥料等として再生利用するために必要となる①輸配送費及び再生利用事業者に対して支払う再生利用に係る②処理費を支援

【支援対象】

支援対象：休校により学校給食用の未利用食品が発生した食品関連事業者（製造、卸、小売、外食）、農林漁業者、学校設置者、学校給食会 等

補助率：(1) 輸配送費 定額（重量に応じて車両の庸車 7,000 円/トン、小口配送便等 70 円/kg）
(2) ① 輸配送費 定額（重量に応じて 7,000 円/トン）
② 処理費 定額（重量に応じて 32 円/kg）

事業実施主体：都道府県、市区町村、農林漁業者・農林漁業者の組織する団体、食品関連事業者・食品関連事業者の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、公社、独立行政法人、社会福祉法人、社会福祉協議会

【募集期間】

令和2年4月1日（水）から令和2年5月15日（金）まで

【実施計画書提出先】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課（下記の問い合わせ先と同じ）



公募情報
（農林水産省
ホームページ）

【問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課（北別館 6 階ドアNo. 北 610）

電話番号：03-3502-8111（内線：4315）

FAX番号：03-6738-6552

◆生産性革命推進事業（持続化補助）

- 重要なお知らせ**
- 1 中小機構ポータルサイトに公募要領が公開されています（4月28日）
 - 2 県による補助金の上乗せを実施します（5月13日プレスリリース）
- 申請にあたっては最寄りの商工会議所、商工会へご相談ください

【支援内容】

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、小規模事業者等が地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて作成した経営計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援

【支援対象】

補助上限：50万円（特別枠（コロナ特別対応型）は135万円（国100万円、県35万円））

補助率：9/10以内（国2/3以内、県7/30以内）※国の補助と合わせて9割補助

【特別枠の申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

(1) サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

(2) 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

(3) テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること（例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入）

【公募期間】

公募開始：4月28日（火）18時

申請受付：5月1日（金）予定

申請締切：（第1回）5月15日（金）必着

（第2回）6月5日（金）必着



経産省ホームページ
支援策パンフレット



中小機構
ポータルサイト



公募要領公開ページ
(中小機構ホームページ)

※本事業については、年複数回受付締切を設けて、それぞれ審査を行い、交付決定を行います
(制度内容、予定は変更する場合がございます)

※県による上乗せ補助は商工会議所、商工会を通じて実施します

【問い合わせ先】（経済産業省事業）

・国事業（持続化補助金（コロナ特別対応型））に関すること

全国商工会連合会（商工会地区分）電話番号：03-6670-3960

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局（商工会議所地区分）電話番号：03-6447-5485

・県事業（コロナ特別対応型持続化支援事業（上乗せ補助））に関すること

長野県 産業労働部 産業立地支援課 電話番号：026-235-7195

最寄りの商工会議所、商工会

◆輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業

重要なお知らせ 長野県を通じての申請となりますので、申請をお考えの方は県産業労働部 産業技術課 食品・伝統産業係 (026-235-7132) までご連絡ください。申請期限は5月1日 12時まで

【支援内容】

冷凍食品等の家庭食用化を進めるための製造ラインや保冷庫の整備、小分け機などの設備の整備や導入を支援

【支援対象】

支援対象：食品事業者等

補助率：対象経費の1/2

事業実施主体：都道府県等

【提出書類】

事業実施計画書（案）（エクセル）、添付書類（PDF形式）等を提出先までメール添付により提出

【提出期限】

令和2年5月1日（金）12時



長野県
ホームページ

【問い合わせ先・提出先】（農林水産省事業）

長野県産業労働部産業技術課食品・伝統産業係

電話番号：026-235-7132（直通）

FAX番号：026-235-7197

E-Mail：sangi@pref.nagano.lg.jp

◆輸出等新規需要獲得事業

重要なお知らせ 実施要綱、交付要綱等が公表されております
公募要領が公表されており、公募が開始されています（公告日：5月7日）
公募期間は令和2年5月7日（木）から令和2年5月22日（金）まで
詳しくは、農林水産省ホームページの公募情報をご確認ください

【支援内容】

- (1) 輸出等の新規需要獲得のため、安定調達可能な原料への切替による加工食品・外食メニューの開発・実証試験・マーケティング調査・施設整備等を支援
- (2) 長期調達契約を締結した食品製造事業者・外食事業者等に対して、安定調達可能な原料の切替に伴う経費を支援

【支援対象】

支援対象：食品事業者等

補助率：対象経費の1/2以内

事業実施主体：民間団体等



公募情報
(農林水産省
ホームページ)



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先・提出先】（農林水産省（食糧産業局食品製造課）事業）

農林水産省 食料産業局 食品製造課 国際班

電話番号：03-6744-7180（直通）

FAX番号：03-3502-5336

◆コメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策事業

重要なお知らせ 実施要綱、交付要綱等が公表されております
公募要領が公表されており、海外市場開拓の取組への支援に係る公募が開始されて
います（公告日：5月7日）
公募期間は令和2年5月7日（木）から令和2年5月20日（水）まで
詳しくは、農林水産省ホームページの公募情報をご確認ください

【支援内容】

- (1) パックご飯の製造ラインや輸出を継続・拡大するための保管施設等の整備を支援
- (2) パックご飯等コメ・コメ加工品の海外市場開拓の取組を支援

【支援対象】

- (1) 支援対象：食品製造業者等
補助率：対象経費の1/2以内
事業実施主体：都道府県
- (2) 支援対象：事業者
補助率：定額、対象経費の1/2以内
事業実施主体：国

【申請書類の提出期限】

令和2年5月20日（水）17時00分まで

【申請書類の提出先】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省政策統括官付農産企画課米穀輸出企画班
TEL：03-6738-6069（直通）



公募情報
（農林水産省
ホームページ）



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】（農林水産省（(1)政策統括官付穀物課、(2)政策統括官付農産企画課）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆日本産農林水産物・食品の海外向け商談・プロモーション

重要なお知らせ 実施要綱・要領、交付要綱等が公表されております
公募要領が公表されており、公募が開始されています（公告日：5月1日）
公募期間は令和2年5月1日（金）から令和2年5月22日（金）まで
詳しくは、農林水産省ホームページの公募情報をご確認ください

【支援内容】

- (1) PRキャンペーンの実施、日本産農林水産物・食品の海外販路の開拓、海外コールドチェーンへの対応等を支援
- (2) 新たな市場等への輸出を行う輸出商社等の商談・商流構築、「日本産食材サポーター店」、現地輸入商社等の日本産食材キャンペーンを支援

【支援対象】

支援対象：JETRO・民間事業者等
補助率：定額、対象経費の1/2以内
事業実施主体：JETRO・民間事業者等

【公募参加表明書について】

応募者は、課題提案書等の提出に先立って、公募参加表明書を令和2年5月15日（金）17時00分までに提出する必要があります。

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省食料産業局海外市場開拓・食文化課（本館6階ドアNo.606）
TEL：03-6744-1502 FAX:03-6744-2013

受付日時：月曜日～金曜日（祝日を除く。） 10時00分～12時00分及び13時00分～17時00分

【課題提案書等について】

提出期限：令和2年5月22日（金）17時00分必着
提出先：問い合わせ先と同じ
提出部数：課題提案書15部、営業経歴・定款及び直前3か年の決算（事業）報告書15部、会社概要（パンフレット等）15部

【問い合わせ先】（農林水産省事業）

農林水産省 食料産業局 海外市場開拓・食文化課 海外展開専門官
電話番号：03-6744-1502（直通）
FAX番号：03-6744-2013



公募情報
（農林水産省
ホームページ）

◆農業保険制度（農業共済、収入保険）

重要なお知らせ

- 1 農業保険制度や価格安定制度などに未加入の方は、いずれかのセーフティネットに加入することが重要です。農業保険制度への加入をお勧めします
- 2 新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた農業者の方について、農業保険制度（収入保険、農業共済）の保険料等の支払い期限を延長します
対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や、農業共済の共済掛金の支払いが困難であることを農業共済組合に申し出た農業者の方
内容：(1) 収入保険：保険料、積立金、付加保険料（事務費）の支払期限を保険期間の開始する日から起算し、11 か月を経過する日を限度に延長
(2) 農業共済：（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）共済掛金の支払期限を、品目ごとに、収穫始期の1 か月前までを限度に、最長令和2年9月30日まで延長、（家畜共済、園芸施設共済）共済掛金の支払期限が3月30日から9月29日までに満了する場合、令和2年9月30日まで延長
(3) 加入申請手続の柔軟な対応：対面での手続が困難な場合、電話での加入申込みを受付、申請書類は後日提出

【支援内容】

農業経営には様々なリスクがあり、特に近年増加する自然災害等に対して農業経営の安定を図るため、農業保険制度（農業共済、収入保険）により、リスクに備える農業者を支援

- (1) 農業共済（自然災害リスクをカバーしたい方向け）
- (2) 収入保険（様々なリスクをカバーしたい方向け（自然災害による収量減少リスクに加え、新型コロナウイルス感染拡大による価格低下等のリスクも対象））

【支援対象】

(1) 農業共済

支援対象：全ての農業者

補助率：保険料（掛金）の一部補助（水稻：国 1/2 等）

補償対象：米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウス等が
自然災害によって受ける損失を補償

(2) 収入保険

支援対象：青色申告を行なっている農業者（他の価格安定制度など類似制度は、どちらかを選択加入）

補助率：保険料（掛金）及び積立金の一部補助（保険料：国 1/2、積立金：国 3/4）

補償対象：原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補償



【問い合わせ先】（農林水産省事業）

長野県農業共済組合（本所）

電話番号：026-217-5800

◆国産農畜産物供給力強靱化対策（輸入から国産の原料に切り替える場合）

重要なお知らせ 「国産農畜産物供給力強靱化対策実施要領」が令和2年4月30日に制定されました。事業の詳細は農林水産省ホームページに紹介されています

【支援内容】

産地や実需者が連携し、輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るために必要な共同利用施設の整備を支援

【支援対象】

支援対象：事業実施主体

補助率：事業費の1/2

事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体 等



事業の実施要領
(農林水産省ホームページ)



事業PR版
(農林水産省ホームページ)

【問い合わせ先】（農林水産省（生産局総務課生産推進室）事業）

「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」

関東農政局 企画調整室

電話番号：048-740-0311 もしくは 048-740-0016

対応時間：平日9時00分～17時00分

◆**外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業（終息後のV字回復を図る場合）**

【支援内容】

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、インバウンド需要の減少により売上げが減少している飲食店のうち、事業継続計画(BCP)を策定した事業者が運営するものについて、新型コロナウイルス感染拡大の影響の終息後、減少したインバウンド需要の回復を推進するため、訪日外国人が安心して衛生的な店舗を利用できるよう、衛生管理・空気換気設備等の導入や店舗の改装等を支援

【支援対象となる取組例】

- ・ 空気換気設備の導入
- ・ 来店客用の手洗い設備の設置
- ・ ビュッフェスタイル等、特に大きな影響が生じた業態において、料理の提供方法や営業形態を変更するために必要な店舗の改装(設計含む)

【支援対象】

支援対象：外食事業者等

補助率：対象経費の1/2

事業実施主体：都道府県

【申請受付】

都道府県を通じての申請になりますので、農政部農業政策課企画係までご連絡のうえ、必要書類の提出をお願いします。(TEL：026-235-7213 mail：nosei@pref.nagano.lg.jp)

(1) 提出期限

令和2年5月29日(金) (厳守)

(2) 提出書類

- ・ 事業実施計画(案)
- ・ 添付書類等

※事業実施計画(案)様式は、農林水産省ホームページからダウンロードをお願いします。

(3) 提出方法

以下のファイル形式により、メール添付により送付ください。

- ・ 事業実施計画(案) エクセル形式
- ・ 添付書類 PDF形式



実施要領等
(農林水産省
ホームページ)



農林水産省
ホームページ

【問い合わせ先】(農林水産省(食料産業局食品製造課外食産業室)事業)

食料産業局食品製造課外食産業室

電話番号：03-6744-7177

FAX番号：03-3502-5336

◆テレワーク導入・特別休暇制度整備支援について

重要なお知らせ

- 1 (1) IT導入補助の1次公募（臨時対応）の申請期間は既に終了しています
1次公募以降のスケジュール等は本事業のホームページで改めてお知らせします
- 2 (2)及び(3)の働き方改革推進支援助成金の事業実施期間は令和2年2月17日～5月31日であり、交付申請期限は5月29日、支給申請期限は7月15日です

【支援内容】

(1) IT導入補助

中小企業者・小規模事業者において、在宅勤務制度を導入するため、テレワークに利用できる業務ツール等の導入を支援

(2) 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）

感染症対策として、テレワークを新規で導入する中小企業事業主による、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更等を支援

(3) 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）

感染症対策として、中小企業・小規模事業者が特別休暇制度を就業規則等に整備、労務管理用機器等の購入・更新等を行う際の費用を支援

【支援対象】

(1) 支援対象：中小企業者・小規模事業者

補助額：30～450万円

補助率：1/2（特別枠は補助率2/3（特別枠に限り、PC等のハードウェアに係るレンタル費用も補助対象）

(2) 支援対象：中小企業事業主

補助上限額：100万円

補助率：1/2

(3) 支援対象：中小企業・小規模事業者

補助上限：50万円

補助率：3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備等の経費が30万を超える場合は、4/5を助成）



IT導入補助金
2020 ホームページ



テレワークコース
厚労省ホームページ



意識改善コース
厚労省ホームページ

【問い合わせ先】（(1)は経済産業省事業、(2)及び(3)は厚生労働省事業）

(1)「サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター」

一般社団法人サービスデザイン推進協議会

電話番号：0570-666-424

対応時間：9時30分～17時30分（土・日・祝日を除く）

(2)「テレワーク相談センター」

電話番号：0120-91-6479

受付時間：平日9時00分～17時00分

E-Mail：sodan@japan-telework.or.jp

(3)長野労働局雇用環境・均等室（申請窓口）

電話番号：026-223-0560(直通)

※その他、新型コロナウイルス感染症対策としての事業者のテレワーク導入に関する相談受付
イーキュア株式会社（長野県職場環境改善促進事業受託者）

電話番号：0120-640-234

受付時間：平日9時00分～17時00分

◆納税猶予等について

重要なお知らせ 県税の徴収猶予の特例も受けられます（5月11日プレスリリース）
詳細は長野県ホームページをご参照ください

【支援内容・対象】

(1) 国税の納税猶予の特例

令和2年2月以降の一定期間(1ヶ月以上)において、収入に相当の減少(前年同期比概ね20%以上)があった場合、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予(所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目が対象) ※地方税についても国税と同様の措置が講じられる

(2) 県税の納税猶予の特例

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、かつ、一時に納付し、又は納入を行なうことが困難である納税者・特別徴収義務者を対象に、令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税種別割などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で収めるものは除く)の徴収猶予 ※期限までに申請が必要

(3) 欠損金の繰戻しによる還付の特例等

〈欠損金の繰戻し還付制度〉(資本金1億円超～10億円以下の法人に適用)

前年度に黒字であった法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の一部を還付。令和2年2月から令和4年1月までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用(現在は、資本金1億円以下の法人を対象)

〈災害損失欠損金の繰戻し還付制度〉

感染症の影響により損失が発生した場合、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税の還付。食材の廃棄損、感染発生の防止のため配備するマスク・消毒液等の購入費用、イベント中止による商品等廃棄損などが災害損失欠損金に該当

(4) 固定資産税の軽減措置

〈固定資産税・都市計画税の軽減措置〉

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を売上高の減少幅に応じ、1/2又はゼロとする

(5) 厚生年金保険料等の猶予制度

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合がある。また、条件に該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合がある

 <p>税制上措置 財務省ホームページ</p>	 <p>(1) 納税猶予特例 財務省ホームページ</p>	 <p>(2) 納税猶予特例 長野県ホームページ</p>	 <p>(3) 欠損金繰戻還付特例 財務省ホームページ</p>
 <p>(4) 固定資産税等軽減 総務省通知</p>	 <p>(5) 長野県内の 年金事務所</p>	 <p>(5) 申請書類・手続き 日本年金機構ホームページ</p>	

【問い合わせ先】（(1)は財務省・総務省所管、(2)は長野県所管、(3)は財務省所管、(4)は総務省所管、(5)は日本年金機構所管）

(2) 地域を管轄する県税事務所

【総合県税事務所】（長野合同庁舎内）電話番号：026-234-9560

【南信県税事務所諏訪事務所】（諏訪合同庁舎内）電話番号：0266-57-2906

【総合県税事務所北信事務所】（北信合同庁舎内）電話番号：0269-23-0204

【南信県税事務所飯田事務所】（飯田合同庁舎内）電話番号：0265-53-0406

【東信県税事務所】（佐久合同庁舎内）電話番号：0267-63-3136

【中信県税事務所】（松本合同庁舎内）電話番号：0263-40-1906

【東信県税事務所上田事務所】（上田合同庁舎内）電話番号：0268-25-7118

【中信県税事務所木曾事務所】（木曾合同庁舎内）電話番号：0264-25-2216

【南信県税事務所】（伊那合同庁舎内）電話番号：0265-76-6892

【中信県税事務所大町事務所】（大町合同庁舎内）電話番号：0261-23-6505

(3) 「固定資産税・都市計画税の減免に関すること」

中小企業庁 事業環境部 財務課
電話番号：03-3501-5803

「固定資産税の特例の拡充・延長に関すること」

中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課（イノベーション課）
電話番号：03-3501-1816

(4) 最寄りの年金事務所